

相模原市市営住宅条例の改正(案)の概要について

1 改正の要因及び趣旨

性的少数者の生きづらさを解消する一助として、「(仮称)相模原市パートナーシップ宣誓制度」の導入に合わせ、性的少数者がそのパートナーと入居することができるよう、相模原市市営住宅条例(平成9年相模原市条例第19号)について、市営住宅の入居者資格に係る規定の改正を行うものです。

また、民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)による民法(明治29年法律第89号)の改正に伴う債権関係の規定の見直し、単身高齢者の増加等を踏まえ、同条例の入居の手続における連帯保証人に係る規定及び不正な行為がある場合等の明渡請求における支払利息に係る規定の改正を行うものです。

2 改正に係る経緯

(1) (仮称)相模原市パートナーシップ宣誓制度の導入

多様な性に関する社会的な偏見及び差別、同性間等における親密な関係が婚姻のような形で法的に承認されていない実情等が、性的少数者の自己肯定感の低下や、孤立感、不安感等につながっており、様々な生活上の困難に繋がっている事例もあります。

このため、当事者の自分らしい生き方を支援するとともに、多様な性に関する社会的な理解を促進するため、一方又は双方が性的少数者である2人が、両者が人生のパートナーである旨の宣誓をし、その事実を市が公的に認める制度を導入するものです。

なお、制度の導入は、令和2年4月を予定しています。

(2) 公営住宅管理標準条例(案)の改正

民法の一部を改正する法律による民法の改正に伴う債権関係の見直しや単身高齢者の増加等を踏まえ、今後、公営住宅の入居に際し、連帯保証人を確保することがより一層困難となることが懸念されることから、連帯保証人を確保できないために公営住宅に入居できないといった事態が生じることがないように、国土交通省が定める公営住宅管理標準条例(案)から連帯保証人に関する規定が削除されました。

(3) 民法(第404条関係)の改正

社会・経済の変化への対応の観点から、利息を生ずべき債権の法定利率について、今後は、市中の金利動向に合わせて変動することとされました。

3 改正の主な内容

(1) 入居者資格に係る規定の改正(第6条第1項第1号関係)

市営住宅に入居することができる者に、性的少数者とそのパートナー等を含めることができることとするものです。

(2) 入居の手続に係る規定の改正(第12条第1項及び第3項関係)

連帯保証人を確保できないことにより、市営住宅への入居に支障が生じることが

ないよう、連帯保証人を不要とするものです。

なお、連帯保証人が実質的に緊急時の連絡先としての役割も果たしていることから、勤務先、親戚及び知人の住所等、緊急時の連絡先の提出を求めることとします。

(3) 不正な行為がある場合等の明渡請求に係る規定の改正(第46条第3項関係)

入居者に不正な行為がある場合等の明渡請求における支払利息について、法定利率と同様の年5%としていますが、今後、法定利率が市中の金利動向に合わせて変動する制度となることから、当該支払利息を法定利率によることとするものです。

4 今後のスケジュール

令和元年12月10日から	パブリックコメント(意見募集)の実施
令和2年1月16日まで	
2月	市議会3月定例会議に改正条例案を提出
4月1日	改正条例の施行